

第1章 計画策定に当たって

1 計画の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少していますが、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65 歳以上の高齢者人口の割合は年々増加し、3割近くが高齢者という状況となっています。

介護保険制度は平成 12 年度に創設され、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500 万人に達しています。また、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきています。

その一方、平成37(2025)年には団塊世代すべてが75歳以上となるほか、平成52(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。このため、平成 23 年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設などが行われ、平成 26 年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」において、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムの構築が進められています。

また、平成 29 年6月2日に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供することが目指されています。

本市においても高齢化は進み、平成 29 年4月1日現在で高齢化率は 25.9%に達し、今後も高齢者は増加することが考えられます。第7期加古川市高齢者福祉計画及び第6期加古川市介護保険事業計画（以下、「前計画」という。）では、地域包括ケアシステムの構築に向け、継続的かつ着実に様々な方策を講じてきました。

今後、本市でも総人口は減少が予測される一方、高齢化率の上昇や要支援・要介護認定者数の増加が見込まれ、団塊世代すべてが75歳以上となる平成 37（2025）年に向け、これまで推進してきた「地域包括ケアシステム」構築の取組を継承し、更に深化・推進していくことが求められています。

第8期加古川市高齢者福祉計画及び第7期加古川市介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）では、前計画で定めた地域包括ケアシステムを新たな制度の下に、平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取組などの方向性を示すものです。

（２）介護保険制度の改正の概要

現在、75 歳以上の高齢者数の急増とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。

また、介護保険制度は、制度創設以降、介護サービスの増加に伴い介護給付費が増大していることから、介護保険制度の持続可能性を高めていくことが強く求められている状況です。

このような点から、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という2つの基本的な考え方のもと、制度の見直しが行われます。

◇「地域包括ケアシステムの深化・推進」

- （１） 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- （２） 医療・介護の連携の推進等
- （３） 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

◇「介護保険制度の持続可能性の確保」

- （４） 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割で実施
- （５） 介護納付金への総報酬割の導入

※平成 30 年4月1日施行（（４）は平成 30 年8月1日施行、（５）は平成 29 年8月分の介護納付金から適用）

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

○ 老人福祉法 第20条の8第1項

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」

○ 介護保険法 第117条第1項

「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

(2) 計画の性格

高齢者福祉計画は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、全ての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

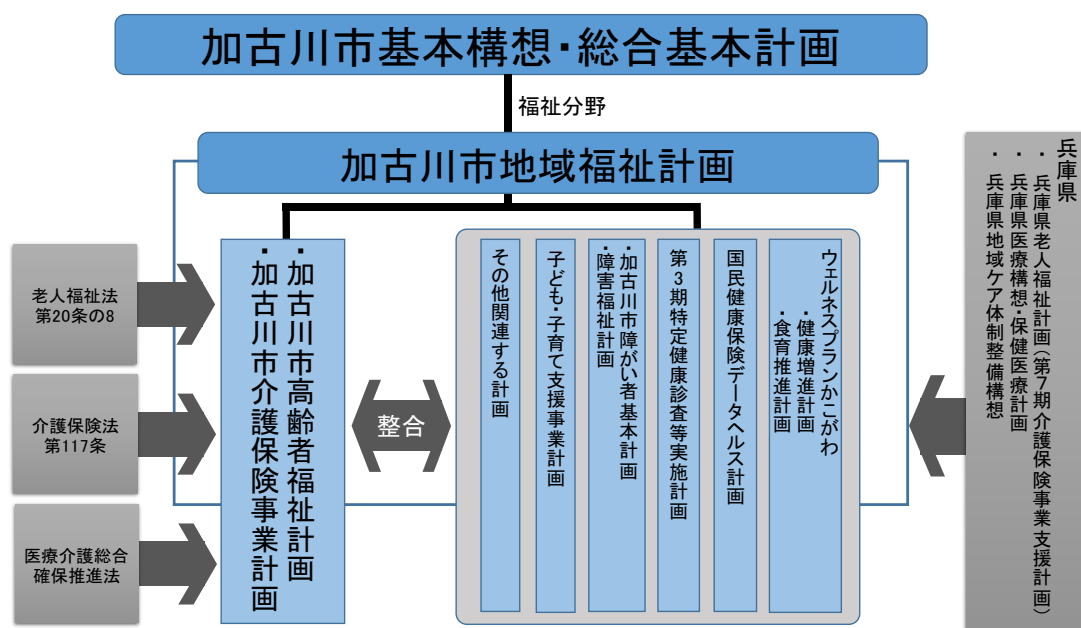
また、介護保険事業計画は、支援・介護を必要とする高齢者や要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する部分を担うとともに、医療と介護の連携や、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムを構築するためのサービス提供体制について定める計画です。

本計画では、それぞれの計画が受け持つ部分を「地域包括ケア計画」と位置付け、一体的に策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。

(3) 上位計画・関連計画との整合

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、加古川市基本構想・総合基本計画及び加古川市地域福祉計画を上位計画として、その方針に沿って策定するものです。また、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。

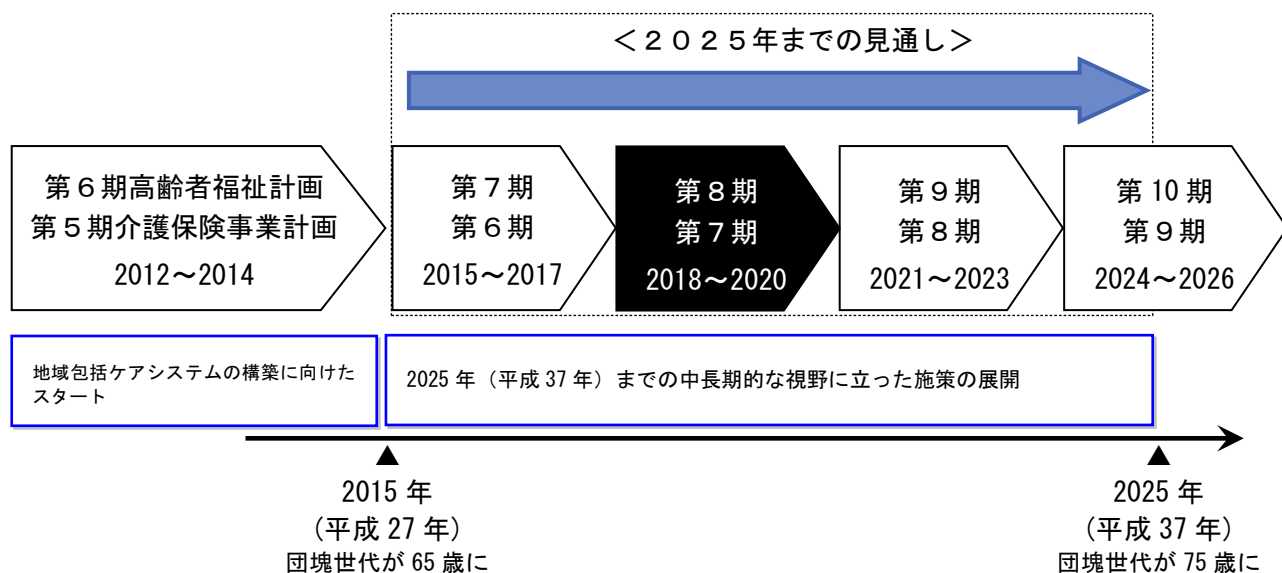
図 計画の位置付けと各種計画との整合



3 計画の期間

計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。

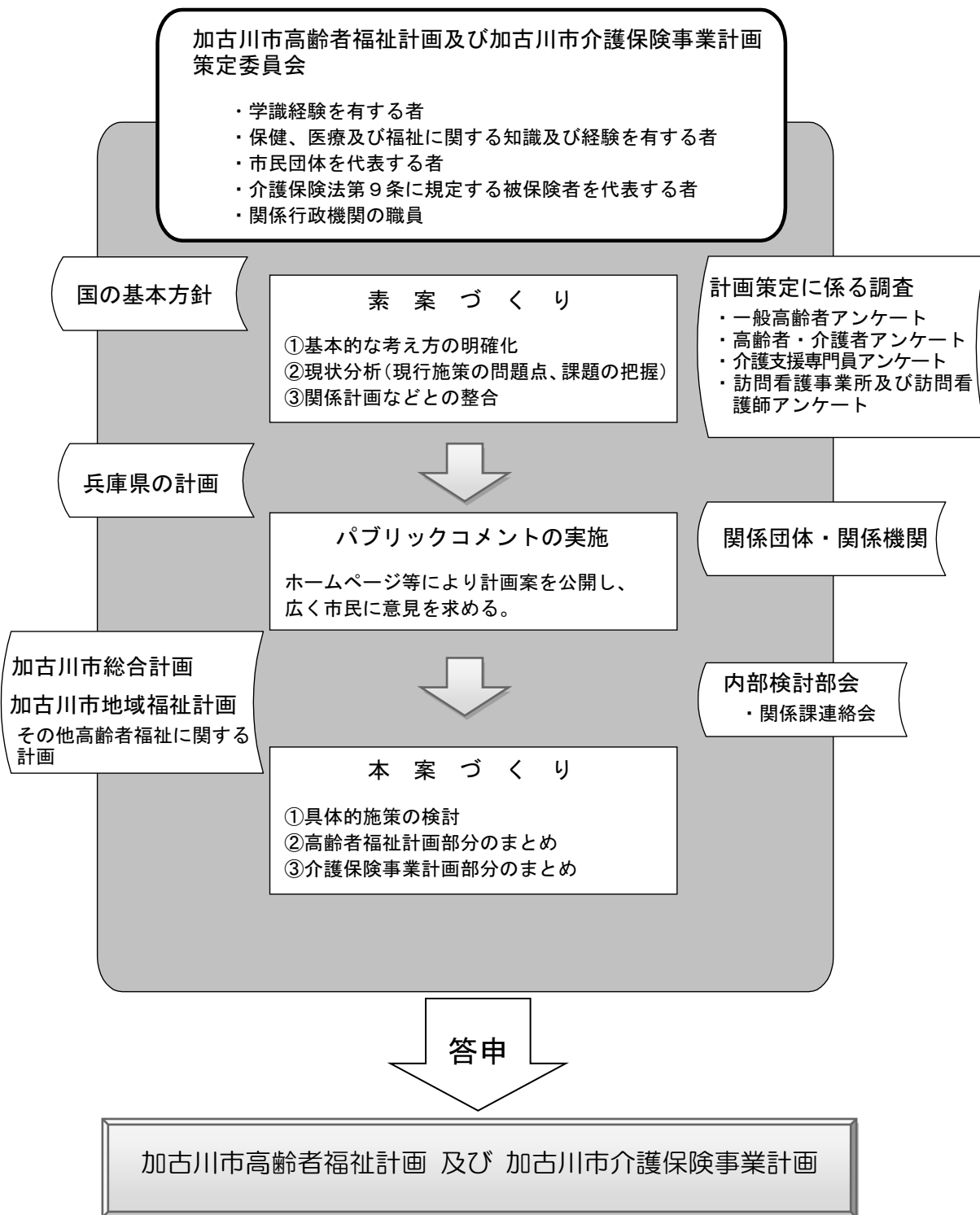
本計画以後の計画は、平成 37（2025）年に向け、地域包括ケアシステム実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備などの取組を本格化していくものです。そのため、平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 計画の策定体制

(1) 策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表（公募委員を含む）、行政機関職員から構成される「加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。



(2) アンケート調査の実施

① 調査の目的

本市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画の見直しの基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

② 調査方法

調査の種類	調査の対象者	配布数	抽出方法	配布回収方法
一般高齢者 アンケート	65 歳以上で、要介護認定を受けていない者、 または要支援認定を受けた者	2,500 件	無作為	郵送
高齢者・介護者 アンケート	65 歳以上で要支援・要介護認定を受けた者 及びその主な介護者	2,000 件	無作為	郵送
介護支援専門員 アンケート	居宅介護支援事業所、地域包括支援センタ ー、小規模多機能型居宅介護事業所に所属 の介護支援専門員	229 件	悉皆	郵送
訪問看護事業所及 び訪問看護師 アンケート	訪問看護事業所 訪問看護師	18 件 94 件	悉皆	郵送

③ 調査期間

調査期間：平成 29 年 2 月 6 日から平成 29 年 2 月 23 日まで

④ 回収状況

調査の種類	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
一般高齢者アンケート	2,500 件	1,752 件	70.1%	1,752 件	70.1%
高齢者・介護者アンケート*	2,000 件	1,189 件 774 件	59.5% 38.7%	1,187 件 774 件	59.4% 38.7%
介護支援専門員アンケート	229 件	171 件	74.7%	171 件	74.7%
訪問看護事業所 及び 訪問看護師アンケート	18 件 94 件	18 件 64 件	100.0% 68.1%	18 件 64 件	100.0% 68.1%

*：「高齢者・介護者アンケート」は同一の冊子で送付し、回収を行った。（上段は高齢者アンケート記入者数、下段は介護者アンケート記入者数）